
下諏訪町再犯防止推進計画 (2026年度～2030年度)

令和8年3月

下諏訪町

目 次

第1章 計画の策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・P1

1. 計画策定の背景
2. 計画の位置付け
3. 計画の期間

第2章 犯罪情勢等について・・・・・・・・・・・・・・・・P2

1. 再犯者数と再犯率
2. 刑法犯等の状況
 - (1) 犯罪類型別割合
 - (2) 年齢別割合
3. 再犯時の就労状況
4. 刑務所出所者の帰住状況
5. 保護観察・生活環境調整

第3章 計画の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・P7

1. 計画の理念
2. 基本方針

第4章 取組事項・・・・・・・・・・・・・・・・P8

第5章 計画の推進について・・・・・・・・・・・・・・・・P13

1. 官民協同による計画の推進
2. 取組状況の確認と諸情勢の変化への対応

第 1 章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景

近年、刑法犯の検挙者数は全国的に長期的な減少傾向にあるものの、再犯者による犯罪の割合は依然として高い水準で推移しており、犯罪抑止における再犯防止の重要性は一層高まっています。再犯防止は、治安の維持に加えて、地域社会の安全・安心の確保、そして犯罪や非行をした人々の更生と社会復帰の促進という観点からも、社会全体で取り組むべき重要な課題です。

こうした状況を受け、国では平成 28 年 12 月に「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下、「再犯防止推進法」といいます。）が施行され、地方公共団体に対して、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の実情に応じた再犯防止に関する施策の策定及び実施の責務を有すること等が明示されました。

本町においても、高齢化や人口減少といった社会構造の変化、地域におけるつながりの希薄化などに伴い、再犯の背景となり得る課題が複雑化・多様化しています。再犯防止には、刑事司法手続の枠を超え、保健・福祉・教育・雇用等の多分野との連携が不可欠であり、地域社会全体が受け皿となる体制づくりが重要です。犯罪や非行をした人々の社会復帰を地域全体で支え、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目的として、このたび、本町の実情を踏まえた「下諏訪町再犯防止推進計画」を策定します。

2. 計画の位置付け

本計画は、再犯防止推進法第 8 条第 1 項に基づく「地方再犯防止推進計画」として策定するものです。安全・安心で暮らしやすいまちづくりをめざす各種取組を、再犯防止の観点から整理・体系化したものであり、上位計画である「下諏訪町総合計画」や「下諏訪町地域福祉計画」との整合を図りながら、一体的に計画を推進します。

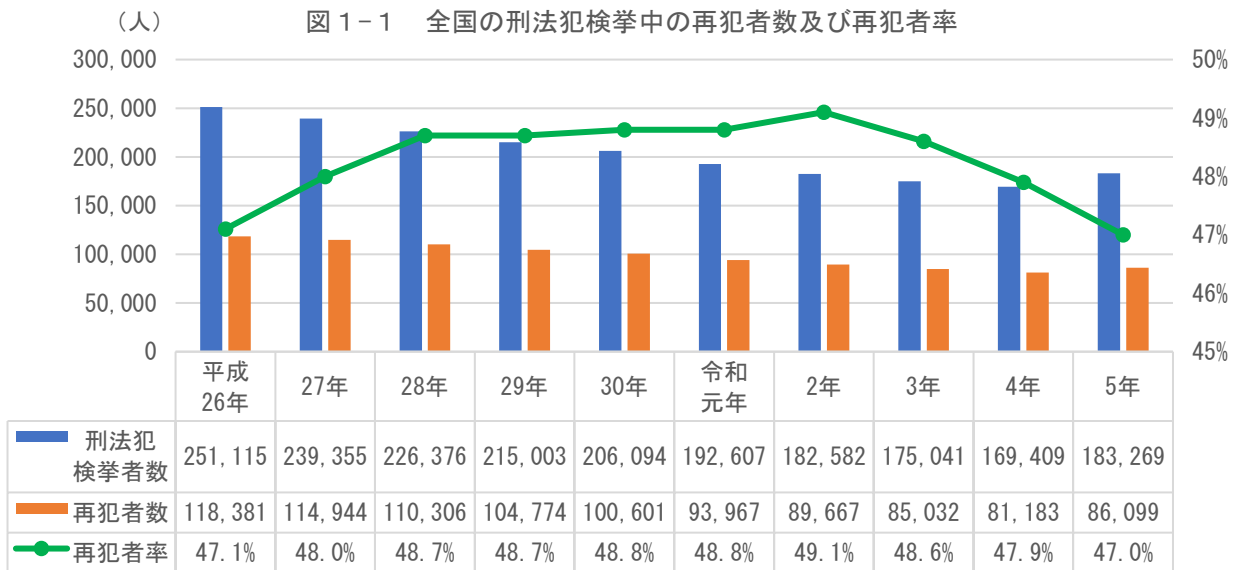
3. 計画の期間

本計画の計画期間は、下諏訪町地域福祉計画とあわせ、令和 8 年度（2026 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までの 5 か年とします。なお、計画期間中においても、法制度の改正、国・県の計画の見直し、または本町における社会情勢やニーズの変化等が生じた場合には、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

第2章 犯罪情勢等について

1. 再犯者数と再犯率

過去 10 年間における全国の刑法犯検挙者数は年々減少しており、それに伴って再犯者数も減少傾向にあります。一方で、検挙者全体に占める再犯者の割合は近年上昇傾向にあり、令和 2 年（2020 年）には 49.1%を記録しました。しかし、令和 3 年（2021 年）以降は減少に転じ、令和 5 年（2023 年）には 47.0%と、前年に比べて 0.9 ポイント低下しています。

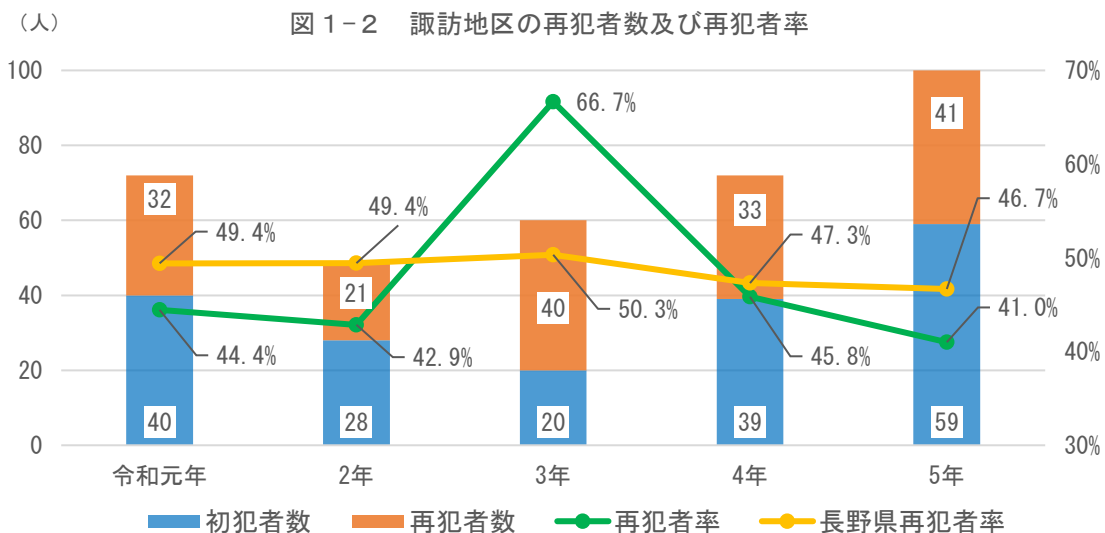


出典：法務省 令和 6 年版再犯防止推進白書

※ 「刑法犯再犯者」とは、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。

※ 「刑法犯再犯者率」は、刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合をいう。

また、諏訪地区における刑法犯検挙者数及び再犯者数は、令和 2 年（2020 年）には一時的に減少したものの、以降は増加傾向が見られます。再犯者率については、令和 3 年（2021 年）に大きく上昇した後、おおむね横ばいで推移しており、依然として再犯者が全体の 40%以上を占めています。



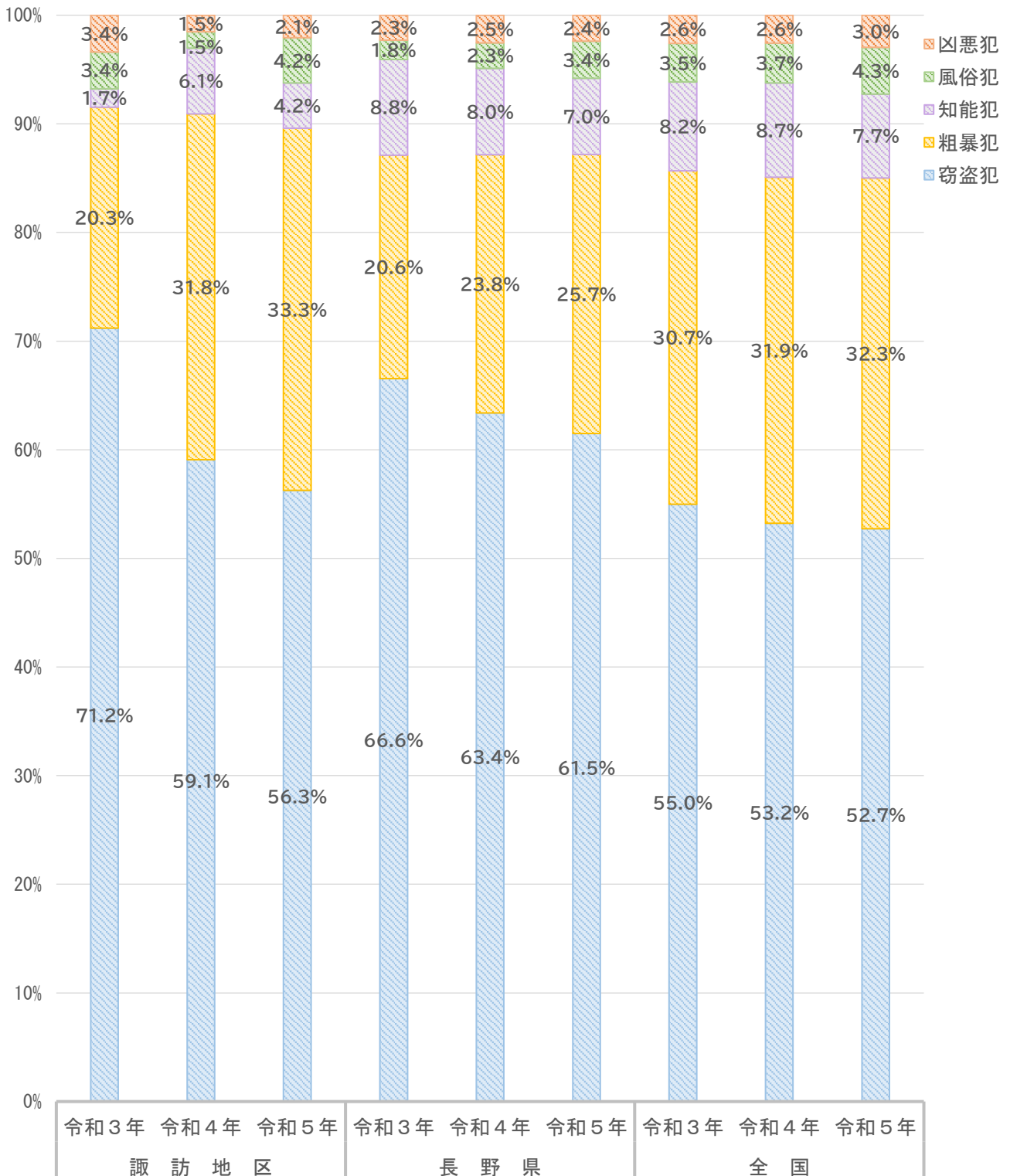
出典：法務省矯正局提供データを基に下諏訪町作成

2. 刑法犯等の状況

(1) 犯罪類型別割合

諏訪地区における刑法犯検挙者数を犯罪類型別に見ると、最も多いのは窃盗犯であり、次いで粗暴犯（暴行・傷害・脅迫・恐喝等）、知能犯（詐欺・横領等）の順となっています。こうした傾向は、長野県全体及び全国においても同様に見られます。

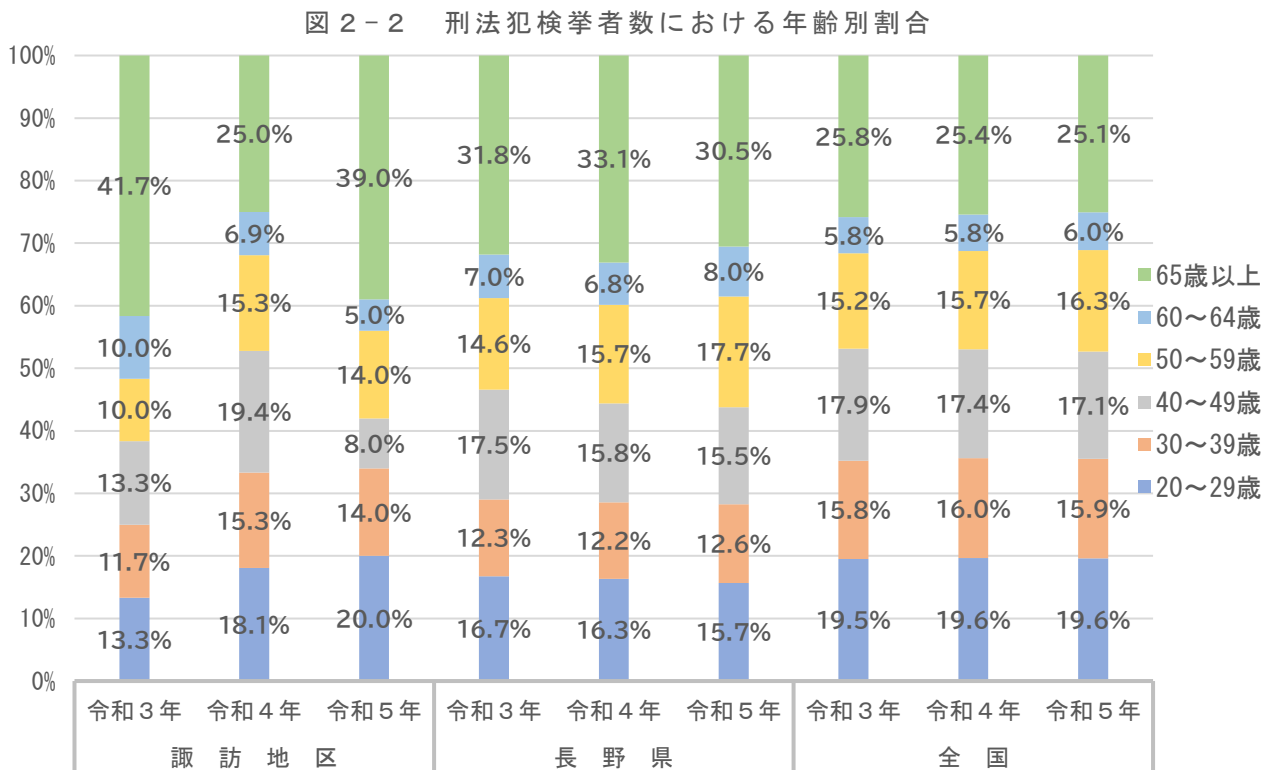
図 2-1 刑法犯検挙者数における犯罪類型別割合



出典：法務省矯正局提供データを基に下諏訪町作成

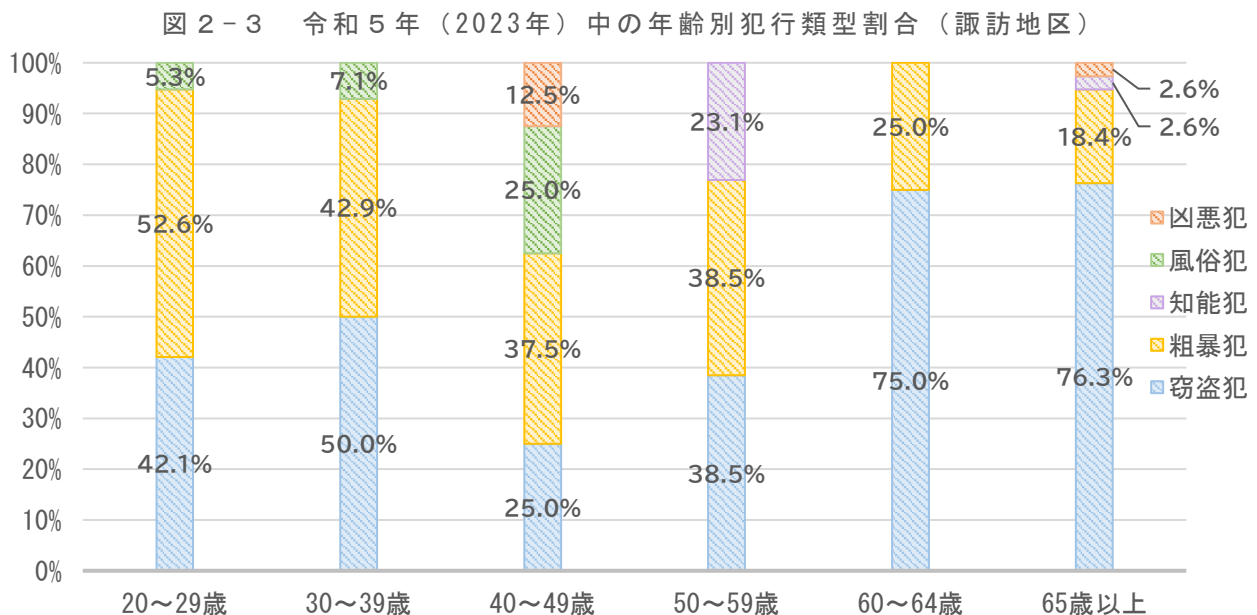
(2) 年齢別割合

諏訪地区における犯行時の年齢別割合では、65歳以上の者が最も多く、過去3年間の平均で35.2%を占めています。この割合は、長野県平均の31.8%、全国平均の25.4%をいずれも上回っています。



出典：法務省矯正局提供データを基に下諏訪町作成

また、諏訪地区における令和5年（2023年）中の年齢別の犯行類型割合を見ると、40～49歳を除き、いずれの年齢層においても窃盗犯の割合が高くなっています。特に60～64歳及び65歳以上の層では、窃盗犯が全体の半数を超えており、顕著な傾向が見られます。

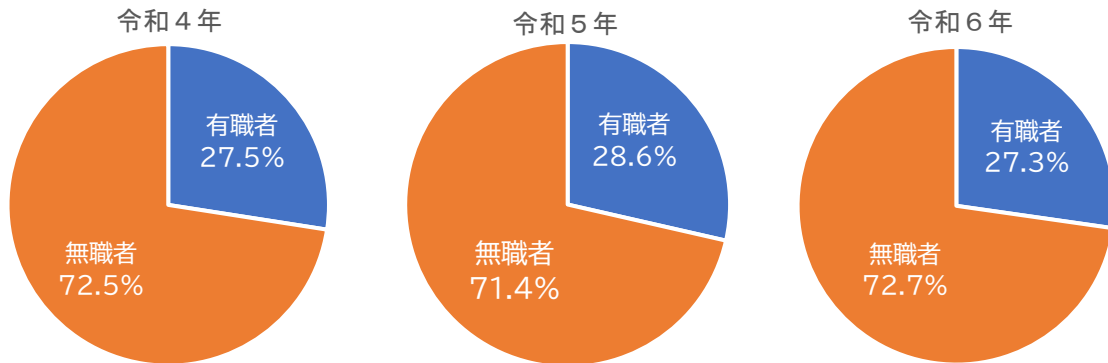


出典：法務省矯正局提供データを基に下諏訪町作成

3. 再犯時の就労状況

全国における再犯者の再犯時の就労状況を見ると、過去3年間のいずれの年においても、有職者が約3割、無職者が約7割を占めています。このことから、安定した就労に結びついていないことが、再犯の背景となる要因の一つにあると考えられます。

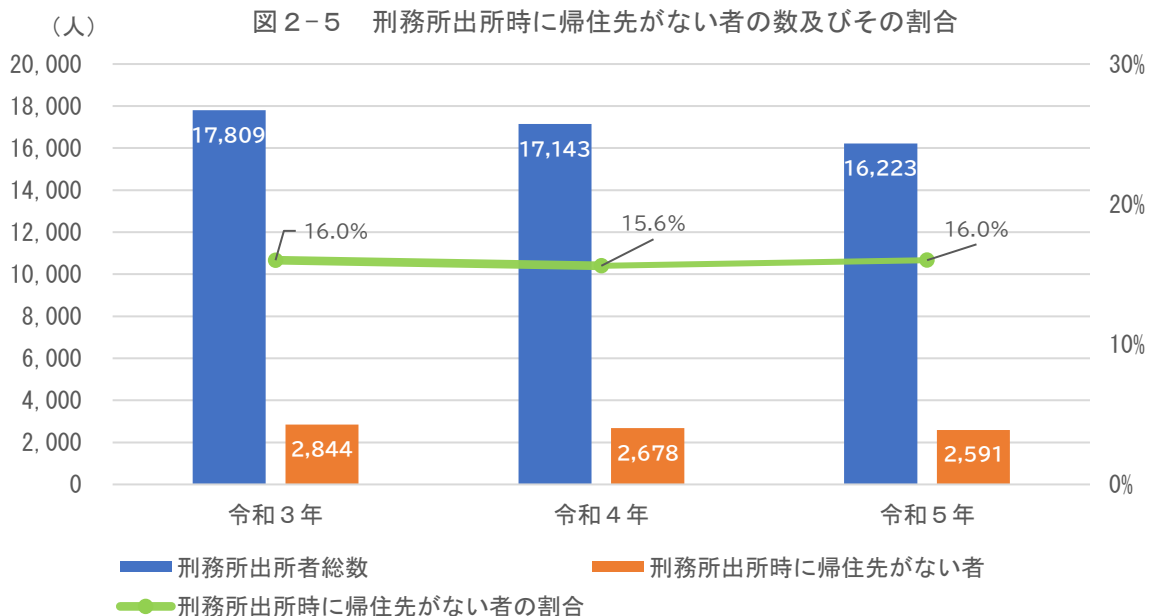
図2-4 再犯時の就労状況別割合



出典：法務省矯正統計 統計表を基に下諏訪町作成

4. 刑務所出所者の帰住状況

全国における刑務所出所者の帰住状況をみると、過去3年間に於いて、帰住先がない者の数は減少傾向にあります。一方、出所者全体に占める帰住先がない者の割合は、依然として約16%で推移しており、一定の水準を維持しています。

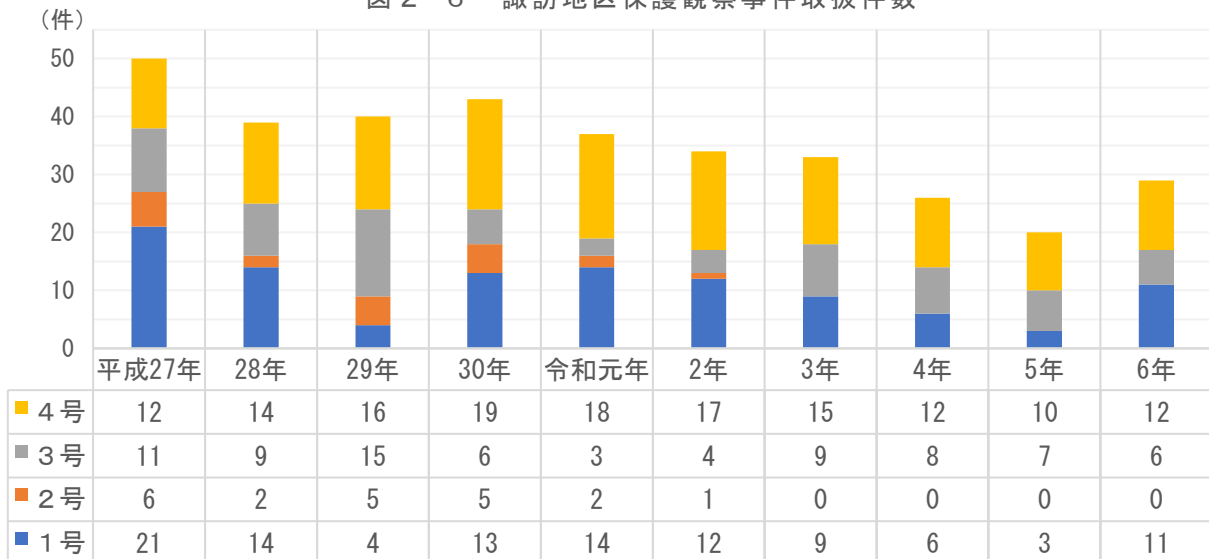


出典：法務省 令和6年版再犯防止推進白書

5. 保護観察・生活環境調整

保護観察とは、犯罪をした者や非行歴のある少年に対し、保護観察官及び法務大臣の委嘱を受けた保護司が社会生活の中で指導・支援を行い、更生を促す制度です。諏訪地区における保護観察の取扱件数は、過去 10 年間で減少傾向にあります。支援対象者が抱える問題は多様化しており、社会生活への適応支援が困難なケースが増加しています。

図 2-6 諏訪地区保護観察事件取扱件数



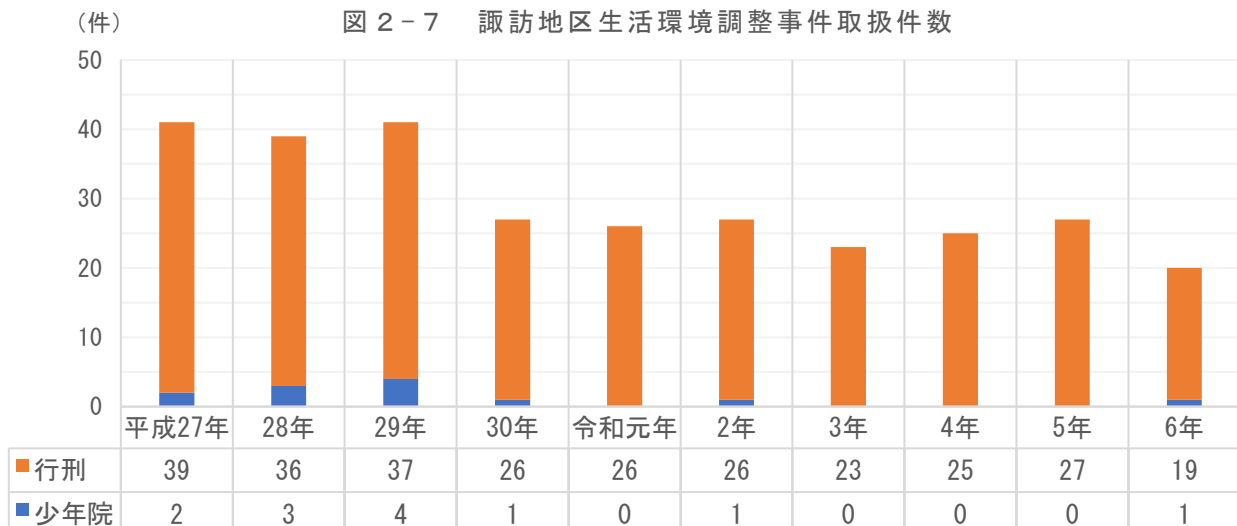
出典：長野保護観察所データを基に下諏訪町作成

◆保護観察の種類◆

- 1号：家庭裁判所の決定により保護観察処分に付された者に対する保護観察
- 2号：少年院から仮退院を許された者に対する保護観察
- 3号：刑務所などの刑事施設から仮釈放を許された者に対する保護観察
- 4号：刑の執行猶予の期間中、保護観察に付された者に対する保護観察

また、生活環境調整とは、矯正施設に収容されている者の釈放後の帰住環境（就職先や住居等）を調査・確保し、円滑な社会復帰を支援する制度です。諏訪地区における生活環境調整の取扱件数は、保護観察の件数と同様に、近年減少傾向にあります。

図 2-7 諏訪地区生活環境調整事件取扱件数



出典：長野保護観察所データを基に下諏訪町作成

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の理念

本町における再犯防止の取組は、犯罪や非行をした人々が再び社会へ関わり、地域の一員として充実した暮らしを営むことができるよう支援するとともに、町民一人ひとりが安心して暮らせる地域社会を実現するためのものです。そのため、本町では「地域共生社会」の理念を基本とし、誰もが互いに支え合い、受け入れられる環境を育むことが重要であるという考えのもと、犯罪・非行の経験を持つ人々を「社会から排除すべきもの」ではなく「立ち直りを目指す人々」として、地域が包摂的に受け入れ、共に歩み続けることのできるまちづくりを理念とします。

2. 基本方針

本町では、国の基本方針及び長野県が策定した「第2次長野県再犯防止推進計画」を踏まえ、さらには地域の実情に応じて、次のとおり基本方針を定めます。

- I. 包括的な相談支援体制の強化
- II. 切れ目のない支援体制の構築
- III. 社会参加に向けた支援への協力
- IV. 安全・安心な地域づくりの推進
- V. 多機関連携による支援体制の整備

(参考) 国の再犯防止推進計画に設定されている「基本方針」

- ①犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ②犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
- ⑤国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

第4章 取組事項

1. 包括的な相談支援体制の強化

再犯防止を図る上で、当事者が抱える複合的な課題を早期に把握し、適切な支援へと確実につなげていくためには、誰もが利用しやすい「相談の入口」の整備が不可欠です。特に、犯罪や非行に至った人々の多くは、福祉、住まい、就労、医療、家族関係など、生活のあらゆる側面にわたって困難を抱えていることが多く、その背景には社会的孤立や生活困窮、精神的不安等が複雑に絡み合っている場合があります。当事者が一人で問題を抱え込まず、早い段階で地域や支援とつながることができる環境を整えることが、再犯の防止につながります。

主な取組

■「なんでも相談室」の活用

町が設置する「なんでも相談室」は、専用の電話回線を備えた住民向けのワンストップ相談窓口として機能しており、分野を問わず幅広い相談に対応しています。再犯防止の観点からも、地域での生活に困難を感じている人々が、支援につながる一歩を踏み出すきっかけとなるよう、この相談窓口の活用を一層推進します。また、司法・福祉等の関係機関との連携を強化し、相談内容に応じた支援機関へ円滑につなぐことで、より包括的な支援へと結びつけていきます。

■保護司会等との連携強化

諏訪地区保護司会では、平成29年（2017年）から「非行・犯罪相談」を実施しており、地域住民や当事者及びその家族が抱える不安や悩みに寄り添いながら、立ち直りや再出発に向けた支援へとつなげる活動を展開しています。本町では、この活動を再犯防止施策の一部として位置付け、町民への周知や相談の利用促進を図るとともに、保護司の専門的な知見や経験を生かし、当事者にとって「専門的な相談ができる場所がある」と感じられる環境整備を実施します。

■相談対応力の向上

相談対応にあたる職員等が、再犯防止の意義や当事者の抱える背景に対する理解を深め、適切かつ柔軟に対応できるようにすることは、相談支援体制全体の質の向上に資する重要な要素です。そのため、再犯防止や福祉的支援等に関する基礎的な知識を習得する研修機会を計画的に確保し、職員等の資質向上に努めます。

II. 切れ目のない支援体制の構築

犯罪や非行をした人々が地域社会で安定した生活を営むためには、支援の継続性が極めて重要です。特に、出所後や保護観察終了後などの時期は、制度上の支援が途切れやすく、住宅の確保、就職先の有無、医療や生活資金の不足といった困難が重なりやすいことから、適切な支援につながらない場合、孤立や困窮状態に陥り、再犯リスクを高める要因になります。当事者の地域生活への移行段階から定着までを一貫して支える切れ目のない支援体制の構築を目指し、既存の制度や地域資源を最大限活用しながら、生活基盤の安定と社会的孤立の防止を図ります。

主な取組

■地域生活への円滑な移行支援

刑務所や少年院等からの出所・退院者等に対し、保健、福祉、医療、障がい、子育て、就労支援等、地域で利用可能な既存の福祉サービスや制度に関する情報を適時適切に提供する体制を整えます。また、必要に応じて関係機関と連携し、初期の立ち上げ期における継続的なフォローアップに努め、地域での自立した生活を後押しします。

■生活基盤の安定に向けた支援体制の強化

就労や住居の確保が不安定であることは、当事者の社会復帰を困難にし、再犯リスクを高める要因となります。生活に困りごとを抱える人々への支援窓口として、県では生活困窮者自立支援法に基づき設置した生活就労支援センター「まいさぼ信州諏訪」があります。生活困窮、就労や住居の確保等が課題となっている場合には、速やかに必要な支援や利用可能な制度につなげられるよう関係機関との連携を一層深め、広域的かつ継続的な支援体制の強化に努めます。

III. 社会参加に向けた支援への協力

再犯防止のためには、当事者が社会とのつながりを持ち、自らの役割や必要性を実感できる環境を整えることが重要です。特に、就労や地域活動への参加は、生活の安定や自己肯定感の回復、再犯リスクの低減に大きく寄与すると考えられます。一方で、過去に犯罪歴のある人が社会復帰の機会を得ることは容易ではなく、雇用や人間関係の構築において支援が求められる場面も少なくありません。犯罪や非行をした人々の社会復帰を地域全体で支えるため、就労機会等の創出に加え、周囲の理解促進に向けた取組を進めます。

主な取組

■就労機会の確保に向けた協力雇用主との連携

諏訪地区更生保護協力雇用主会では、出所後等の人々を積極的に受け入れ、雇用の機会を提供する取組が実施されています。こうした企業等の協力は、当事者の社会復帰を後押しする極めて重要な役割を担っていることから、本町としても活動への理解を深めるとともに、町内事業者への周知啓発等による雇用主の確保や情報交換など、支援的な関わりを通じて受入環境の整備に協力します。

■地域社会における理解促進と協力体制の強化

再犯防止においては、当事者の努力と同様に、地域の受入れと理解が不可欠です。地域住民や事業者等に対し、協力雇用主会や保護司会の活動等について積極的な周知啓発を行うとともに、社会的包摂の意義及び必要性への理解促進に努め、地域全体で当事者の社会復帰を支える機運の醸成に取り組みます。

IV. 安全・安心な地域づくりの推進

再犯の防止は、当事者個人への支援にとどまらず、地域全体が理解と協力のもとで見守り、支え合う仕組みづくりがあってこそ実現されます。誰もが安心して暮らせる地域社会を築くためには、再犯防止の意義を広く共有し、子どもから大人まで町民一人ひとりが地域の担い手として参画できる環境づくりが重要です。防犯意識の向上と犯罪予防の取組に加え、再犯防止に対する地域の理解と協力を得るための啓発活動を継続的に実施し、地域ぐるみで安全・安心なまちづくりを推進します。

主な取組

■「社会を明るくする運動」を通じた啓発活動の推進

社会を明るくする運動は、犯罪や非行の防止とともに、犯罪や非行をした人の立ち直りについて、社会全体で理解を深め、支え合う地域づくりを進めることを目的とした国民運動です。本町では、社会を明るくする運動下諏訪町推進委員会を中心に、関係団体や地域住民の協力のもと、街頭啓発や保護司会による「公開ケース研究会」、更生保護女性会による「愛の花の贈呈」など、地域に根ざした活動を実施してきました。引き続き本運動の趣旨や理念を広く周知し、犯罪や非行の防止、立ち直り支援に対する理解の促進を図るとともに、町民一人ひとりが再犯防止を含めて「地域全体で支えるべき課題」として捉えられるよう継続的な啓発活動に取り組みます。

■地域の見守り力の強化と防犯意識の向上

再犯防止を進めるためには、犯罪を繰り返させないための支援に加え、犯罪そのものを起こさせない、また被害に遭わないための未然防止の取組が重要です。犯罪が起こりにくい環境づくりは、再犯を含む犯罪全体の抑止につながり、安全で安心なまちづくりの基盤になります。現在、町では更生保護女性会や防犯協会、民生児童福祉委員等による見守り活動や防犯パトロール等が行われていますが、今後これらの団体等との連携を一層強化し、自宅の戸締りや自転車の鍵かけなど日常的な防犯行動の呼びかけや、犯罪が発生しやすい環境の把握と対策を進めることで、町民一人ひとりの防犯意識の向上と、地域における多様な「気づきの目」の育成を図ります。

■次世代を担う子どもたちへの非行防止と人権教育

本町では、下諏訪町薬物乱用防止協議会による「薬物乱用防止教室」や、人権擁護委員による「人権教室」「人権の花運動」などを通じて、小・中学校における非行防止及び人権意識の醸成に取り組んでいます。将来的には子どもたち自身が「地域の見守り手」として成長していけるよう、今後も継続的な啓発活動を実施し、犯罪や非行の重大性や命の尊さについて学ぶ機会の確保に努めます。

また、高校生に対しては、県等が主体となって薬物乱用防止の取組が行われていることから、これらの動きを踏まえつつ、関係機関との情報共有や連携を通じて、若年期に応じた啓発の在り方を検討します。



中学校における薬物乱用防止教室の様子



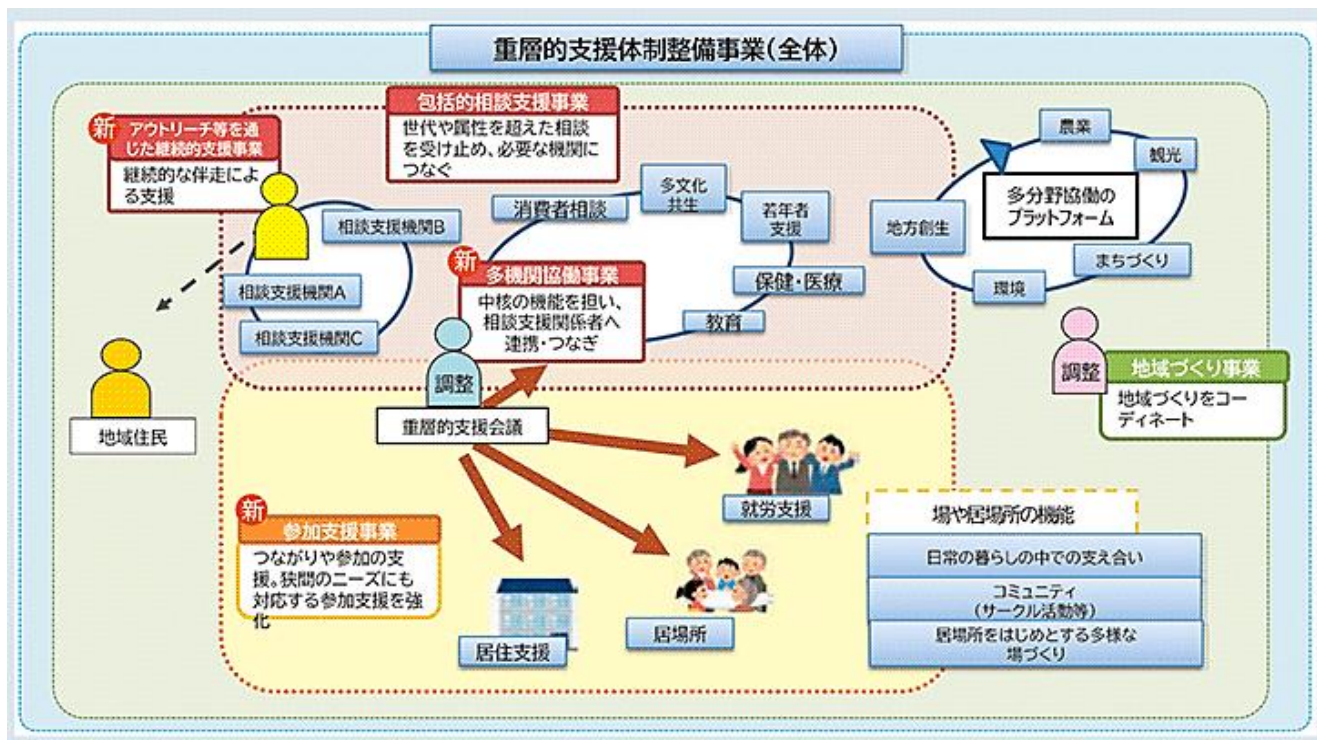
小学校での人権教室の様子

V. 多機関連携による支援体制の整備

当事者の支援にあたっては、一つの機関だけで完結することは難しく、複数の機関が継続的に関わることで、再犯防止が図られます。対象者一人ひとりの状況に応じて、多分野にまたがる複雑な課題を整理し、必要な支援を適切なタイミングで提供できるよう、関係機関の役割分担を踏まえた連携体制の整備に努めます。

■重層的支援体制を活用した多機関連携の推進

本町が実施している重層的支援体制整備事業は、複雑化した課題や制度間のニーズに対応することを目的としています。当該事業の趣旨を踏まえ、複合的課題を抱える対象者への支援が円滑につながるよう、同事業の仕組みの適切な活用を図るとともに、関係機関との定期的な情報交換等を通じて、相互理解の促進と支援体制の基盤強化に努めます。



出典：令和5年版厚生労働白書—つながり・支え合いのある地域共生社会—

第5章 計画の推進について

1. 官民協同による計画の推進

国や県、警察や保護観察所などの関係機関、更生保護に携わる団体等と連携・情報共有しながら計画の円滑な推進に努めます。また、庁内関係各課と連携し、相互に情報共有等を図りながら、全庁的に計画を推進していきます。

2. 取組状況の確認と諸情勢の変化への対応

今後、様々な社会情勢の変化や国の政策の展開等も見込まれることから、適切な情報収集を図り、社会の変化に対応できるよう、関連施策等について適時適切に見直しを行います。

◆誼訪地区保護司会下誼訪分区

保護司会とは、法務省の委嘱を受けた民間ボランティアである「保護司」で組織される団体で、犯罪や非行をした人々の更生支援、犯罪予防の啓発活動、地域の協力体制づくりなどを目的として活動しています。誼訪地区保護司会に所属する「下誼訪分区」においても、保護観察対象者との面談や指導など、一人ひとりに寄り添ったきめ細やかな支援を行うとともに、社会を明るくする運動の各種事業や研修会の実施、また長野保護観察所をはじめ、行政や関係機関と協力し、地域の安全と明るい未来づくりに貢献しています。

◆下誼訪地区更生保護女性会

更生保護女性会は、犯罪や非行のない明るい社会の実現を目指し、家庭や地域の温かさを生かした働きかけを大切にしながら、青少年の健全育成や子育て支援など多様な活動を実施している地域に根ざしたボランティア団体です。下誼訪地区更生保護女性会では、地域の親子を対象とした子育て支援活動「ぬくぬくサークル」や、社会を明るくする運動において町内の小中学校などへ「愛の花」を贈呈し、思いやりと支え合いの心を育む啓発活動を行っています。また、年間を通じて町内のパトロール活動を実施し、地域の見守り活動にも力を入れています。

◆下誼訪町薬物乱用防止協議会

下誼訪町薬物乱用防止協議会は、未成年による薬物乱用に関する事件の増加を受け、地域全体で防止活動を強化するため、平成 29 年（2017 年）に結成された団体です。下誼訪ライオンズクラブや誼訪地区保護司会下誼訪分区、薬剤師会などをはじめとする計 7 団体で構成されており、主に町内中学校での薬物乱用防止教室の開催や、必要に応じて薬物乱用防止教育認定講師養成講座の受講支援など、幅広い世代の地域住民に対して、薬物の危険から身を守るための啓発活動を行っています。

◆社会を明るくする運動（社会を明るくする運動下誼訪町推進委員会）

社会を明るくする運動とは、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの立ち直りを支えることへの理解を深め、地域で協力して明るい社会を築こうとする法務省主唱の全国的な運動です。町では、この運動に合わせて、様々な機関・団体等が参加する「社会を明るくする運動下誼訪町推進委員会」を立ち上げ、毎年 7 月の街頭啓発を皮切りに、住民一人ひとりの理解と協力を促すことで、全ての人が関心を持って犯罪や非行をした人々の立ち直りを助け、安全・安心な地域社会を築くための取組を推進しています。

◆誼訪地区更生協力雇用主会

協力雇用主とは、犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等をその事情を理解した上で雇用し、更生保護に協力する民間の事業主です。県下 19 保護区中、9 番目の会として、誼訪市・茅野市・下誼訪町・富士見町・原村に事業所を有する事業所等により平成 18 年（2006 年）に発足し、令和 5 年度の時点では 62 社が登録されています。

◆生活就労支援センター「まいさぼ」

生活就労支援センター「まいさぼ」とは、生活困窮者自立支援法に基づき、市と郡を単位とした拠点に設置された生活相談支援の窓口です。相談支援員や就労支援員が相談者のニーズを把握し、相談者の状況に応じた支援が行われるように、共にサポートプランを作成し、さまざまな支援事業につなげていきます。また、解決にあたって、相談者を取り巻く支援者や、官民さまざまな機関を含むネットワークを構築し、チームとして、包括的・継続的に支えていくことを目指しています。

◆生活困窮者自立支援法

経済的な困窮により、最低限度の生活を維持できなくなる恐れのある者に対し、自立に向けた支援を行うための法律で、生活保護に至る前の「第2のセーフティーネット」として、相談者に寄り添いながら早期の自立促進を図ることを目的に、就労支援や家計相談、住宅確保給付金など、個々の状況に応じた柔軟なメニューを包括的に提供しています。

◆なんでも相談室

平成30年4月に町が設置した「暮らしの相談窓口」です。どこに相談すればよいかわからない時や、日常生活における困りごとや不安について、まずは相談を受け止め、内容に応じて必要な支援につないだり、弁護士による法律相談等の専門機関を紹介しています。専用ダイヤル【28-3366】

◆重層的支援体制整備事業

一つの支援機関だけで解決が難しい、複雑かつ複合的な課題を抱える人やその家族を支援するため、国の「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」に基づき、令和3年4月に施行された事業です。市町村全体の支援機関や地域の関係者が「断らず、受け止め、つながり続ける」支援体制を構築することを基本理念に「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つを一体的に実施することを必須としています。

◆再犯の防止等の推進に関する法律

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

(基本理念)

第三条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

(令四法五二・一部改正)

(国等の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(連携、情報の提供等)

第五条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。

4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(再犯防止啓発月間)

第六条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

2 再犯防止啓発月間は、七月とする。

3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

(再犯防止推進計画)

第七条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項

二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項

三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項

四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項

五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項

- 3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。
- 5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。
- 6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

(地方再犯防止推進計画)

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

第一節 国の施策

(特性に応じた指導及び支援等)

第十一条 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。

2 国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならない。

(就労の支援)

第十二条 国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じた職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあっせん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

(非行少年等に対する支援)

第十三条 国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。

(就業の機会の確保等)

第十四条 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主（犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第二十三条において同じ。）の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(住居の確保等)

第十五条 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(更生保護施設に対する援助)

第十六条 国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整

備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十七条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(関係機関における体制の整備等)

第十八条 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(再犯防止関係施設の整備)

第十九条 国は、再犯防止関係施設（矯正施設その他再犯の防止等に関する施策を実施する施設をいう。以下この条において同じ。）が再犯の防止等に関する施策の推進のための重要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(情報の共有、検証、調査研究の推進等)

第二十条 国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。

(社会内における適切な指導及び支援)

第二十一条 国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受けることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進及び表彰)

第二十二条 国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

(民間の団体等に対する援助)

第二十三条 国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。

第二節 地方公共団体の施策

第二十四条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年五月二五日法律第五二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。